

'10.10.改定

2010年10月1日以降保険始期用



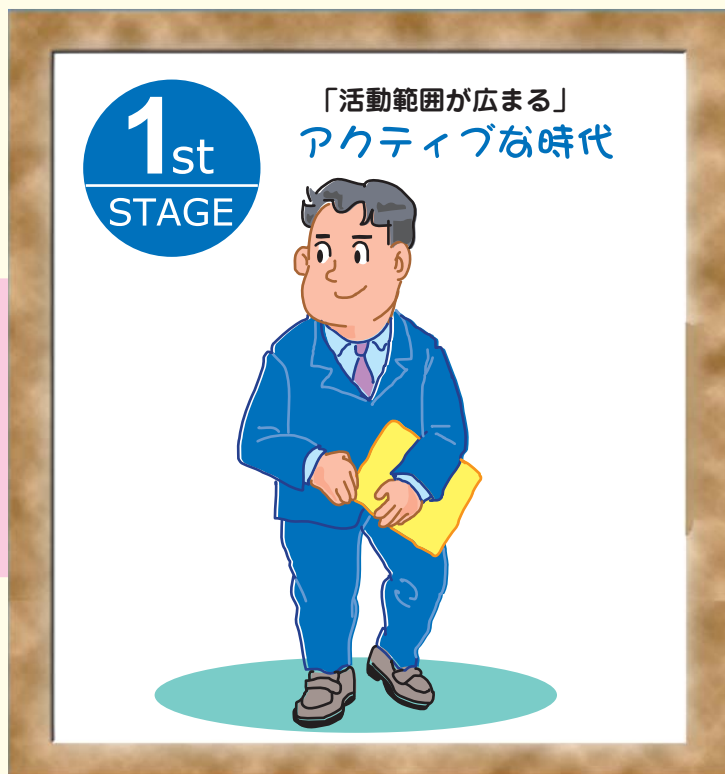
傷害総合保険

傷 害 総 合 保 険

未来スケッチ



富士火災の「未来スケッチ」は、



1st
STAGE

「活動範囲が広まる」
アクティブな時代



2nd
STAGE

「楽しみも倍増」
充実した時代

基本補償

保険金をお支払いする主な場合

国内・海外を問わず、偶然な事故によりケガをされた場合に、次の(1)～(7)の保険金をお支払いします。

(1)死亡保険金

ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

(注)同一保険年度内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。

(2)後遺障害保険金

ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額×保険金支払割合※]をお支払いします。

※後遺障害の程度に応じて定める保険金支払割合(4%～100%)
(注1)お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
(注2)既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合を控除して保険金をお支払いする場合があります。

(3)入院保険金

ケガにより平常の業務に欠けたりまたは平常の生活ができなくなる事故の発生の日からその日以内に入院された場合(入院状態の場合を含みます。)に、金日額×入院日数をお支払いしますが、事故の発生の日から180日以内の入院に限ります。

オプション(特約)

「未来スケッチ」は
さまざまな
オプションであなた
を安心サポート!

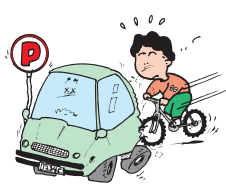
個人賠償責任特約

国内・海外を問わず、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して、法律上の賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。

誤って、ベランダから植木鉢を落とし、通行人にケガをさせた。



駐車中の車に、誤って自転車であつかり、破損させた。



受託品賠償責任特約

他人からの預かり物(受託品)の損壊・紛失・盗難などにより、法律上の賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。



友人から借りたカメラを壊

基本補償保険料例 (保険期間:1年、本人の職種区分A※、月払保険料)

保険金額	項目	01			03		
		ご本人	ご本人の配偶者	ご親族	ご本人	ご本人の配偶者	ご親族
保険金額	死亡・後遺障害	500万円	300万円	150万円	1,000万円	800万円	300万円
	入院日額	3,000円	2,000円	1,000円	5,000円	4,000円	2,000円
	通院日額	2,000円	1,000円	500円	2,500円	2,000円	1,000円
	傷害医療費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	介護年額	240万円	180万円	120万円	240万円	180万円	120万円
保険料	個人型	1,620円			2,420円		
	家族型	3,580円			5,820円		
	夫婦型	2,370円			3,900円		
	配偶者補償対象外型	2,830円			4,340円		

※「職種区分A」は、事務職・販売職・サービス職・機械・電気技術者などの方に適用するもので、従事されている職業・職務によっては、保険料が異なる場合があります。

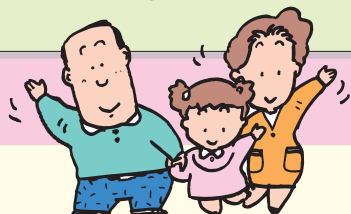
ライフステージに合わせた明るい、安心

新たな人生のために

家族特約

あなたの家族構成にあわせて、被保険者(保険の対象となる方)をあなたお1人からご家族へと拡大することができます。

- ・家族型
- ・夫婦型
- ・配偶者補償対象外型



3rd STAGE

「守るものがある」
責任の時代



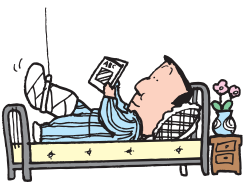
かわいい

こども

扶養者の方
死亡あるい
お子さまを
場合に、育英
お支払いし

こども総
家族型・配
のご契約
ことがで

従事すること
くなり、かつ、
を含めて180
入院に準じた
に、[入院保険
お支払いします。
らその日を含
ります。

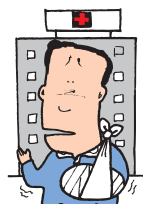


(4)手術保険金

入院保険金が支払われる場合において、そのケガの治療のため、手術を受けた場合に、[入院保険金日額×倍率※]をお支払いします。ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。
※手術の種類に応じて定める倍率(10倍・20倍・40倍)

(5)通院保険金

ケガにより平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、[通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務または生活に支障がない程度に回復された時以降の通院に対しては保険金をお支払いしません。



(6)傷害医療費用保険金

ケガにより医師の治療を受けられた場合に、180日以内の公的医療保険制度外費用※を、1事故につき傷害医療費用としてお支払いします。
※公的医療保険制度等の一部負担金、病室に入院された場合の差額ベッド料、平常の業務または生活に支障がない程度に回復した場合はお支払いしません。また、公的医療保険制度等から別途第三者から賠償金等他にある場合はお支払いしません。

携行品特約

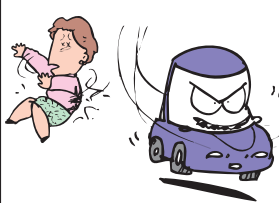
国内・海外を問わず、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故により損害が発生した場合に、保険金をお支払いします。



旅行中に、カバンを盗まれた。

被害事故補償特約

犯罪やひき逃げにより、死亡、後遺障害またはケガをされた場合に、逸失利益、慰謝料および治療費などの実際の損害額をお支払いします。ただし、加害者などから得た賠償金や公的医療保険制度などによる給付金などがある場合はそれらを差し引いてお支払いします。



歩行中に、ひき逃げにあった。

救援者費用

国内・海外を問わず、遭難や、旅先でのケガ(入院に限りません。)などで、その親族が捜索や救急への旅費などを負担した場合に、お支払いします。



基本補償保険料例:天災危険補償特約セットの場合 (保険期間:1年、本人の職種区分A※、月払保険料)

		01			03		
		ご本人	ご本人の配偶者	ご親族	ご本人	ご本人の配偶者	ご親族
保 険 金 額	死亡・後遺障害	500万円	300万円	150万円	1,000万円	800万円	300万円
	入院日額	3,000円	2,000円	1,000円	5,000円	4,000円	2,000円
	通院日額	2,000円	1,000円	500円	2,500円	2,000円	1,000円
	傷害医療費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	介護年額	240万円	180万円	120万円	240万円	180万円	120万円
保 険 料	個人型	1,780円			2,690円		
	家族型	4,020円			6,540円		
	夫婦型	2,670円			4,420円		
	配偶者補償対象外型	3,130円			4,810円		

※「職種区分A」は、事務職、販売職、サービス職、機械・電気技術者などの方に適用するもので、従事されている職業・職務によっては、保険料が異なる場合があります。

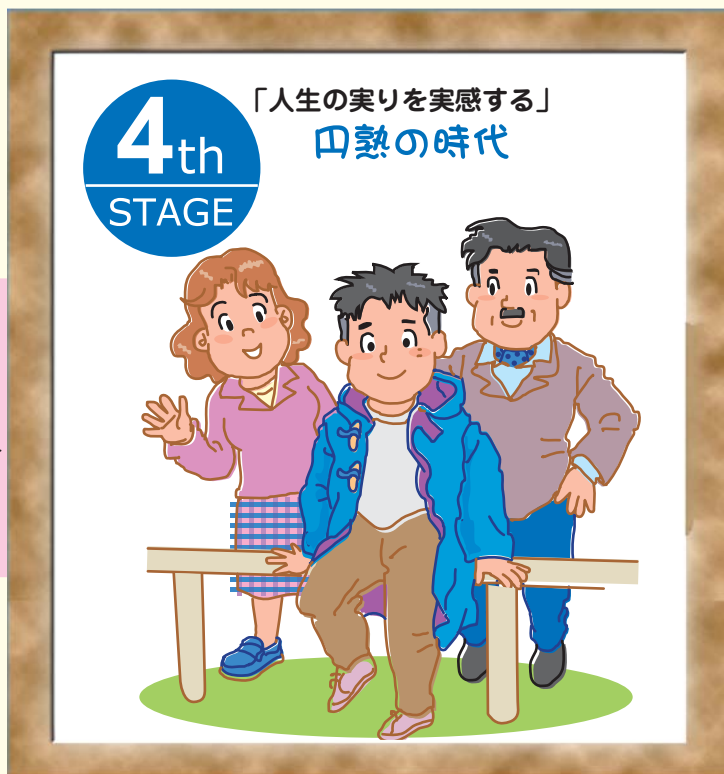
心の未来を描き続けます。

いお子さまのために

ども総合費用特約

方が偶然な事故によるケガで
いは重度の後遺障害を生じ、
扶養することができなくなった
英費用・学資費用・進学費用を
します。

合費用特約は、
配偶者補償対象外型
にも、セットする
きます。



金

場合に、事故の発生の日からその日を含
度等を利用された期間に実際に負担され
費用保険金額を上限にお支払いします。

金、医師の指示により特別の療養環境の
下代、入退院に係わる交通費など。ただし、
い程度に回復されるまでに要した費用に

途還付される「高額療養費」(附加給付)、
は、その額を差し引きます。

(7)介護保険金

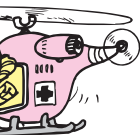
ケガにより事故の発生の日からその日を含
て180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師
の診断により介護が必要と認められる状態に
なられた場合に、事故の発生の日から181日
以降の介護を要する期間1年につき介護保険
金年額をお支払いします。なお、介護を要する
期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を
365日とした日割計算によりお支払いします。

(1)~(7)の保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ
 - 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - 無資格運転、酒酔運転
 - 脳疾患、病気または心神喪失
 - 地震、噴火、津波 *天災危険補償特約をセットする場合は除きます。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など

用等補償特約

乗っていた航空機・船舶の
による入院(14日以上)の入院
保険契約者、被保険者または
救助にかかる費用、事故現地
担された場合に、保険金を



ホールインワン・アルバトロス費用特約

日本国内のゴルフ場においてホールインワンまた
はアルバトロスを達成された場合に、慣習的に
負担しなければならない費用をお支払いします。
(アマチュアゴルファーの方に限ります。)



(自動的にセルフプレイ補償特約がセットされます。)

天災危険補償特約

基本補償(死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術
保険金・通院保険金・傷害医療費用保険金・介護保険金)の
お支払い対象外である「地震・噴火または津波によるケガ」
および子ども総合費用特約のお支払い
対象外である「地震・噴火または
津波による扶養不能」の場合に
保険金をお支払いします。



オプション(特約)保険料例 (保険期間:1年、月払保険料)

		パターン1	パターン2
保 險 金 額	個人賠償責任(自己負担額:0円)	2,000万円	2,000万円
	受託品賠償責任(自己負担額:5,000円)	10万円	—
	携行品(自己負担額:3,000円)	20万円	20万円
	被害事故補償	1,000万円	1,000万円
	救護者費用等	100万円	—
	ホールインワン・アルバトロス費用	20万円	—
保 険 料	個人型	830円	380円
	家族型	1,310円	850円
	夫婦型	1,000円	550円
	配偶者補償対象外型	1,140円	680円

子ども総合費用特約保険料例

(保険期間:1年、支払期間6年、被保険者1名あたりの月払保険料)

		01	06	11	16
保 險 金 額	育英費用	400万円	400万円	—	—
	学資費用	30万円	60万円	60万円	30万円
	進学費用	30万円	—	60万円	—
保 険 料		330円	400円	220円	80円
保 険 料 (天災危険補償セットの場合)		430円	490円	240円	90円

※1. 基本補償保険料例とオプション(特約)保険料例の個人型はご本人のみ、家族型はご本人・ご本人の配偶者・ご親族、夫婦型はご本人とご本人の配偶者、配偶者補償対象外型はご本人とご親族の方への補償に対する保険料です。
(ホールインワン・アルバトロス費用は、すべてのタイプにおいて、ご本人のみの補償の場合の保険料を記載しています。)

※2. 団体扱・集団扱または団体割引を適用してご契約される場合は、これらの保険料とは異なります。詳細につきましては、取扱代理店・営業社員にご照会ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任特約		国内・海外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 ※1 賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。 ※2 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	1.故意、地震、噴火、津波による損害賠償 2.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による損害賠償 3.職務遂行に直接起因する損害賠償(仕事上の損害賠償) 4.自動車などの所有・使用・管理による損害賠償 5.同居の親族に対する損害賠償 など
	受託品賠償責任特約	被保険者が国内において他人から受託した物を、次の間に、壊れたり、盗まれたりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 ①国内において住宅内に保管している間 ②国内・海外を問わず住宅外に持ち出している間 ※1 次のものは受託品に含まれませんのでご注意ください。 ●現金、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)、動物、植物 ●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など ※2 賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。なお、賠償金額は、受託品の時価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額)を超えないものとします。 ※3 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※4 1回の事故につき、免責金額(自己負担額)の5,000円はご自身で負担いただきます。 ※5 お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1.職務の用に供されている間の損壊、盗取 2.被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 3.次のような原因により生じた損壊、盗取 ●故意、地震、噴火、津波 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと など
携行品特約		国内・海外を問わず、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通賃などは5万円)を限度として再調達価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)または修繕費をお支払いします。 ※1 次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ●クレジットカード、プリペイドカード、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物 ●自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など ※2 貴金属などは、時価額(再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した金額)となります。 ※3 1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(自己負担額)はご自身で負担いただきます。 ※4 お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1.次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②地震、噴火、津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2.差し押さえ、没収などの公権力の行使 3.欠陥、自然消耗、虫食い 4.置き忘れ、紛失 5.擦傷・塗料の剥落など外観のみの機能に支障をきたさない損傷 など
	被害事故補償特約	国内・海外を問わず、被保険者が犯罪やひき逃げによりケガをされた場合、治療費や逸失利益などの被保険者が被らした損害に対して保険金をお支払いします。ただし、加害者などから支払いを受けた賠償金や公的医療保険制度などによる給付がある場合はそれらを差し引いてお支払いします。なお、被害事故補償保険金は、死亡・後遺障害・入院・通院・介護の各保険金とは別に支払われます。 ※ お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1.被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 2.地震、噴火、津波 3.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 4.被害事故のほう助、容認、誘発 など
救援者費用等補償特約		国内・海外を問わず、被保険者が乗っていた航空機・船舶が遭難した場合や、被保険者が旅先でケガを14日以上入院された場合などに、保険契約者、被保険者またはその親族が負担された次の費用をお支払いします。 (1)捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 (2)現地までの救援者の往復交通費(2名分限度) (3)救援者の宿泊料(2名分を限度とし、かつ1名につき14日が限度) (4)現地からの移送費用(遺体輸送費用または治療中の被保険者を被保険者の住所もしくは住所の属する国の病院に移転するために要した移送費、医師、看護師の付添いに要する費用を含みます。) (5)救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(国外20万円、国内3万円を限度) ※ お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1.次のいずれかに該当する事由によって生じた費用 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒酔運転 ③脳疾患、病気または心喪失 ④地震、噴火、津波 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2.むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3.スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など
	ホールインワン・アルバトロス費用特約(セルフプレイ補償特約セット)	アマチュアの資格で行うゴルフ競技中のホールインワンまたはアルバトロス達成により慣習として支出する贈呈用記念品購入費用(貨幣、商品券、プリペイドカード等は対象外となります。)、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用の実費等を、保険金額(ご契約金額)を限度にお支払いします。 ※1 日本国内の9ホール以上ある有料ゴルフ場において、他の同伴競技者1名以上(ゴルフ場が主催・共催する公式競技の場合を除きます。)、と、パー(基準打数)35以上の9ホールを正規にラウンドした場合に限ります。 ※2 保険金のお支払いには、次の全ての方が署名・捺印した弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(以下「証明書」といいます。))のご提出が必要となります。 ●同伴競技者 ●ゴルフ場の責任者 ●ゴルフ場所属の競技同伴キャディ(*) *同伴キャディがない場合(セルフプレイ、フォアキャディのみの競技時)は、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した次のいずれかの方が署名・捺印した証明書、または達成を証明するビデオ映像等の客観的資料をご提出ください。 ・ゴルフ場従業員 ・全くの第三者 ・被保険者が会員となっているゴルフ場が主催・共催する公式競技の参加者または競技委員	1.被保険者が経営するゴルフ場または勤務されるゴルフ場でのホールインワンまたはアルバトロス 2.ホールインワン・アルバトロス達成を証明する弊社所定の書類等を提出できない場合 など
費用特約	こども総合	被保険者を扶養される方で保険証券に記載されている方がケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害を被らされた場合、以下の保険金をお支払いします。	1.故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による扶養不能 2.地震、噴火、津波による扶養不能 ※天災危険補償特約をセットする場合は除きます。 3.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による扶養不能 4.被保険者の方が扶養されていない場合 など
	進学費用	被保険者の方が、支払対象期間中に発生した授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費などの学資費用を負担されたとき、各支払年度について保険証券記載の学資費用保険金額を限度として実費をお支払いします。	
天災危険補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波およびこれらに付随して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によりケガをされた場合に、基本補償およびこども総合費用特約の保険金をお支払いします。		

被保険者(保険の対象となる方)の範囲は、ご契約タイプに応じて次のとおりと (注1) 「個人賠償責任特約」「受託品賠償責任特約」における被保険者の範囲は、ご契約タイプに関係なく、家族型と同様となります。ただし、ご本人が未成年の場合、そのご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者を含みます。(ご本人に関する事故に限ります。)

個人型: 申込書の被保険者本人欄に記載の方(以下「ご本人」)

家族型: ご本人に加え、次の①～③の方が対象となります。

①ご本人の配偶者 ②ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 (注2)

③ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

夫婦型: ご本人に加えて配偶者が対象となります。

配偶者補償対象外型: ご本人に加え、次の①、②の方が対象となります。

①ご本人と生計を共にする同居の親族(配偶者を除きます。) (注3)

②ご本人と生計を共にする別居の未婚の子

ホールインワン・アルバトロス費用特約における被保険者の範囲は、契約時に個人型、家族型、夫婦型、配偶者補償対象外型から選択することができます。ただし、基本補償の被保険者の範囲を超えるタイプの選択はできません。

未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

1 商品の仕組み

この保険は保険期間中に「急激かつ偶然な外来の事故」により被保険者(保険の対象となる方)がケガをされた場合などに保険金をお支払いします。被保険者の範囲によってご契約タイプをお選びいただくことができます。

なお、被保険者が交通乗用具(自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶などをいいます。)との衝突・接触等の事故、交通乗用具搭乗中の事故および建物または交通乗用具の火災等により被ったケガに限定してお支払いのご契約タイプもあります。

【被保険者の範囲】

ご契約タイプ	被保険者の範囲	申込書の被保険者欄記載のご本人	ご本人の配偶者	その他のご親族
個人型	○	○	×	×
家族型	○	○	○	○*1
夫婦型	○	○	○	×
配偶者補償対象外型	○	○	×	○*2

*1 家族型の場合、ご本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

*2 配偶者補償対象外型の場合、ご本人と生計を共にする、同居の親族(配偶者を除きます。)および別居の未婚の子をいいます。

(注1)「個人賠償責任特約」「受託品賠償責任特約」における被保険者の範囲は、ご契約タイプに関係なく、家族型と同様となります。ただし、ご本人が未成年の場合、そのご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者を含みます。(ご本人に関する事故に限ります。)

(注2) 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことを言います。

2 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間は原則として1年間でご設定ください。なお、1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能です。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

3 引受条件(ご契約金額等)

保険金額(ご契約金額)等の設定については、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただく保険金額については、申込書・明細書・加入申込書にてご確認ください。

- 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- 入院保険金日額、通院保険金日額にはそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
- 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただきます場合があります。

【死亡・後遺障害保険金額について】

以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

- 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - 被保険者の同意がない場合(ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。)
- なお、家族型契約・夫婦型契約および配偶者補償対象外型契約において、配偶者・その他のご親族の死亡・後遺障害保険金額は、前記①②にかかわらず他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。

「未来スッチ」にご加入いただきますと、下記のサービスをご利用できます。



- 健康・医療・介護・育児電話相談サービス
- メンタルヘルス電話相談サービス
- 福祉・介護事業者案内サービス
- ベビーシッター派遣業者案内サービス
- 病院・老人福祉施設案内サービス
- 人間ドック施設案内サービス

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合がありますので、予めご了承ください。なお、一部の地域ではご利用いただけないサービスがあります。※このサービスは、業務提携先である安全センター株式会社が提供します。

4 保険料

保険料は、保険金額・保険期間・お仕事の内容(工作中的のケガにも保険金をお支払いするご契約のみ)等により決定されます。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書・明細書・加入申込書にてご確認ください。

5 保険料の払込方法

保険料の払込方法および払込手段は、下表からお選びください。

払込手段	払込方法	一時払(一括払)	分割払(*1)	
			初回保険料	2回目以降
口座振替方式		○*2	○*2	○
直接集金方式		○	○	○
クレジットカード払方式*3		○	○	×
団体扱・集団扱*5		○	○	○

*1 分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

*2 「初回保険料口座振替特約」がセットされた契約に限りです。

*3 クレジットカード払方式については、特定の代理店・営業社員のみでのお取り扱いとなりますので、ご注意ください。

*4 クレジットカード払方式を選択いただいた場合、2回目以降の保険料は、口座振替方式または直接集金方式によります。

*5 お勤め先や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能です(団体扱契約・集団扱契約)。この場合、一括払では保険料の割引(5%)があり、分割払では上記*1の保険料の割増は適用されません。

(注1) 包括契約方式の場合、払込方法は上記と異なります。なお、団体扱・集団扱をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。

(注2) 分割払をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。

6 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

7 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員または弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間(保険のご契約期間)に対して弊社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。

8 保険金代理請求制度について

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人(親権者・成年後見人など)がいらっしゃらない場合に、次の①~③の方により保険金を請求いただくことができます。

- 事故のあった被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- 事故のあった被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(①の配偶者がいらっしゃらない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合)
- 上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族(①、②の方がいずれもいらっしゃらない場合または①、②の方いずれにも保険金を請求できない事情がある場合)

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

<p>保険のご質問・ご相談は… 富士火災</p> <p>お客さまセンター</p> <p>☎0120-228-386</p> <p>※携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後6:00 ●土日祝:午前9:00~午後5:00</p>	<p>事故の受付・ご相談は… 富士火災</p> <p>セイフティ24コンタクトセンター</p> <p>☎0120-220-557</p> <p>※携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日 受け付けております。</p>	<p>ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災</p> <p>お客さまの声室</p> <p>☎0120-246-145</p> <p>※携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後7:00 ●土日祝:午前9:00~午後5:00(年末年始を除きます)</p>	<p>保険会社との間で問題を解決できないときは… (社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」 にご相談いただくこともできます。幹線・調停を行う機関のご紹介いたします。</p> <p>☎0120-107-808</p> <p>※携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料) ●平日の午前9:00~午後6:00</p>
--	---	--	---

●保険料お支払いの際は、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過後も保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社

(本社)〒542-8567 大阪市中央区南船場1-18-11 (東京本社)〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL. 06-6271-2741(大代表) TEL. 03-3542-3911(大代表)
HOME PAGE: <http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは